

伊豆の国市開発行為等の手数料一覧

46. 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ha未満のとき	1件につき	8,600円
	開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	22,000円
	開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	43,000円
	開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	86,000円
	開発区域の面積が1ha以上3ha未満のとき	1件につき	130,000円
	開発区域の面積が3ha以上6ha未満のとき	1件につき	170,000円
	開発区域の面積が6ha以上10ha未満のとき	1件につき	220,000円
	開発区域の面積が10ha以上のとき	1件につき	300,000円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ha未満のとき	1件につき	13,000円
	開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	30,000円
	開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	65,000円
	開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	120,000円
	開発区域の面積が1ha以上3ha未満のとき	1件につき	200,000円
	開発区域の面積が3ha以上6ha未満のとき	1件につき	270,000円
	開発区域の面積が6ha以上10ha未満のとき	1件につき	340,000円
	開発区域の面積が10ha以上のとき	1件につき	480,000円
その他の場合	開発区域の面積が0.1ha未満のとき	1件につき	86,000円
	開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満のとき	1件につき	130,000円
	開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満のとき	1件につき	190,000円
	開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満のとき	1件につき	260,000円
	開発区域の面積が1ha以上3ha未満のとき	1件につき	390,000円
	開発区域の面積が3ha以上6ha未満のとき	1件につき	510,000円
	開発区域の面積が6ha以上10ha未満のとき	1件につき	660,000円
	開発区域の面積が10ha以上のとき	1件につき	870,000円

47. 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査

1件につき	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)にあつては、前項区分の欄に掲げる開発の場合及び開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更にあつては、新たに編入される開発区域に係る前項区分の欄に掲げる開発の場合及び開発区域の面積に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額</p> <p>(3) その他の変更にあつては、10,000円</p>
-------	--

48. 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査

1件につき	46,000円
-------	---------

49. 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

1件につき	26,000円
-------	---------

50. 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査又は都市計画法施行規則第60条の規定に基づく建築物が都市計画法に適合している旨の証明に対する審査

開発区域の面積が0.1ha未満の場合	1件につき	6,900円
開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合	1件につき	18,000円
開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合	1件につき	39,000円
開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満の場合	1件につき	69,000円
開発区域の面積が1ha以上の場合	1件につき	97,000円

51. 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満のものである場合	1件につき	1,700円
承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上のものである場合	1件につき	2,700円
承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合	1件につき	17,000円

52. 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付

用紙1枚につき	470円
---------	------

53. 都市計画法施行規則第60条の規定に基づく宅地分譲の開発行為が都市計画法に適合している旨を証明する書面の交付

1件につき	300円
-------	------